

平成28年度「市町村に対する県の関与の見直しに関する調査」における改善要望及び県回答

地方分権を推進する観点から、県の市町村に対する関与や市町村の事務負担等について毎年度定期的に調査し、改善を行うものです。

- 調査時期 平成28年9月～10月
- 調査対象 全市町村
- 改善要望提出数 16件(うち要回答16件)

【保健福祉部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
1	<p>茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業の見直し</p> <p><問題点> 茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業補助金については、県1/2、市1/4、事業者1/4負担の補助事業となっており、「対等・協力」の関係にある市町村に負担を求める補助金であるにも関わらず、事前の協議や説明等を行うことなく対象団体等に事業の周知をされたため、市は詳細も分からず、事業所への対応に苦慮した。 交付要項の制度が6月となっており、市町村への事前協議、内示(8月末)等が遅れることとなり予算措置が12月定例会となってしまい、導入予定事業所の購入が遅れてしまう。</p> <p><要望等> 上記のような市町村負担を伴い市町村を事業主体とする補助事業を行う際は、「対等・協力」関係にある市町村に対し事前に事業の説明と協議を行った上、事業を実施してもらいたい。 年度途中で事業実施するには市町村議会への提案時期、予算措置の時期等を配慮いただき要項制定、事前協議、内示など事務を行っていただきたい。 また、市町村に対し補助を行う新規事業等については、市町村が当初予算に計上する必要があることから、適切な時期に事業の説明等を行っていただきたい。</p>	<p>保健福祉部長寿福祉課 連絡先:029-301-3332</p> <p>当該事業の実施に際しては、要項制定時に各保健所を通じ、文書で市町村に事業実施を通知しているところですが、今般の要望をふまえ、平成29年度に事業を実施する際には、予算要求段階から市町村に情報を提供するとともに、文書での通知と併せて、市町村担当者が集まる会議等で事業の周知を行うなど事業実施通知が行き渡るよう徹底を図ります。 やむを得ず年度途中で事業を実施する際は、市町村が事業実施に取り組みやすいよう十分に配慮しつつ、要項制定、事前協議、内示等の事務を行います。</p>
2	<p>人工肛門ストマ用装具支給事業の見直し</p> <p><問題点> 近年、医療の発展により一時的ストマの増設者が増加していることに伴い、当該制度の対象者が増加傾向にある。そのため、市町村の事務負担も増加しており、その一つの要因として申請事務が繁雑であることがあげられる。 この件に関しては、平成26年度の当該調査においても問題提起及び要望があったとおり、自己負担額の算定方法において所得税額を用いていること、細かく23階層に分かれていることなどから、対象者への説明や申請に伴い添付書類が必要となることでワンストップでのサービスが提供できず、対象者、市町村の負担となっている。</p> <p><要望等> 算定方法を所得税から市町村民税による判断に見直すとともに、対象者の経済的負担軽減を目的としていることを鑑み、障害者総合支援法に準ずる負担割合となるよう事務改善を引き続き要望する。 また、添付書類が省略できるなど、対象者、行政の負担軽減が期待できることから、個人番号(マイナンバー)制度の導入をお願いしたい。 (なお、本要望は、平成27年度に要望しているが、十分な改善が図られていないと考え再度提出するもの。)</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>市町村が行う日常生活用具支給事業は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業であり、障害者手帳を所持する障害者を対象とするものです。一方、県の制度は一時的なストマのために身体障害者手帳の交付を受けられない方(＝日常生活用具給付事業を利用できない)の経済的負担を軽減することを目的とする県独自の事業であり、日常生活用具支給事業とは対象者が異なっております。 しかしながら、両事業は同じ物品の補助を行う事業であり、利用者に分かりやすい制度であることが好ましいと考えます。 現在、自己負担額の算定方法も含めた県事業の実施方法の見直しについて検討を行っており、今後、市町村等の意見も聞きながら見直し案をお示ししたいと考えております。 なお、県事業への番号制度の導入については、制度自体が開始されたばかりということもありますので、引き続きの検討課題とさせていただきます。</p>

【農林水産部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
3	<p>農業振興地域整備計画変更に係る県の関与の見直し</p> <p><問題点> 県南農林事務所土地改良部門用地調整課は、土地改良事業完了後の非農用地区設定において、市の農業振興地域整備計画の変更を申請しているが、一般市民からの計画変更申請と違い、県は農地に関する利害関係者ではないので、県が市町村計画の変更を求めることは農振法上できないと理解しており、土浦市では受け付けていない。しかし、他の市では申請を受け付け、県の要請により計画変更をしている。 農振法第13条は、県又は市町村が情勢の推移により必要が生じたときは、県は県の、市町村は市町村の計画変更を行うことと定められている。また、申請というものは、行政手続法第2条1項3号にあるように、法令に基づき処分を求める行為なので、農振法第13条は処分行為に該当しないと考える。</p> <p><要望等> 法令上、県は市町村計画の変更を求めることができるのか。できるならその根拠を示してほしい。また、農振法第13条が申請行為として該当するならば、併せてその根拠を示してほしい。 なお、根拠が明確でないなら、その根拠を示した農振法に係る事務処理要項などを作成して欲しい。また、根拠が全くないのであれば、出先機関で勝手な法解釈をしないように改善を求める。</p>	<p>農林水産部農業政策課 連絡先:029-301-3838</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)の変更を求める法令上の規定はありません。 県は「申請」という形で市町村と協議しているところですが、これは市町村に整備計画の変更を促す事実上の行為であって、行政手続法第2条第3号に規定する申請には該当いたしません。 しかしながら、非農用地区の設定に係る整備計画の変更に当たっては、土地改良事業主体は非農用地区の設定を伴う土地改良事業計画を定める際に市町村と事前に十分協議する必要があります。 県としてはこのような趣旨のもとに、農業振興地域の手引きにおいて市町村に対して非農用地区設定申し出を行うよう定めておりますのでご理解をお願いします。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
4	<p>森林法第10条の2及び第10条の8に基づく事務処理の見直し</p> <p><問題点> 森林法第10条の2及び10条の8において、森林所有者等は、1ha規模を超える開発行為をしようとした場合は県の許可、それ未満は市町村への届出(伐採)となっている。この規定があるため、通常、伐採を行うとする森林所有者等は、許可申請をせずに届出で対応しようとしているが、届出後に1haを超えて伐採した事例があり、当然県の許可指導だろうと思っていたが、伐採したところに木を植えさせ、市への届出で対応するよう伐採業者と市へ指導があった。本来は、森林法第10条の3(県の監督処分)の適用であると考えられる。 また、この指導はメールや文書では行わず口頭となっているので、文書を求めても、そんなことを要求された事例はないから出せないという。行政手続法第35条に反している。また、同法37条で届出の規定があり、一度手続き上の義務が履行されたものに対し、再度面積等を訂正させて市から再度届出を訂正するよう指導させることは、森林法のどこに根拠があるのか教えて欲しい。届出は市町村の事務行為であるため、市町村が自ら指導すべきところであり、県が届出指導すべきことではないと考えている。</p> <p><要望等> 1haを超える開発行為が施工前に相談があれば県は許可の助言を行うが、施工後に面積を超えた事案については全く許可行為の監督処分をしない。このことは、森林法の開発行為と伐採に関しての、県内統一のマニュアルが作成されていないことが原因と考えている。そのため、担当課内の思い付きやお願いが口頭でなされる。農地法関係事務処理要領のように、森林法も県が事務処理要領を作成するよう求める。</p>	<p>農林水産部林政課 連絡先:029-301-4031</p> <p>当該事例においては、事業者側から、1ha以下の伐採届出にて対応したいとの意思が示され、超過した面積は植林をして原形復旧する旨の申し出があり、対応を指導したところでありました。 また、「違法な開発行為等への対応の徹底について」(平成13年9月11日付け林野庁治山課長通知)により「違反行為者に対して、迅速かつ柔軟な対応が可能である行政指導により違反行為の是正を求めることは、当該指導により相手方の協力が得られる状況にある場合には、効果的であることから、これを積極的に活用することが望ましい。」とあるため、この通知に基づき指導をしたところでありました。 県においては、指導・助言を念頭に対応して参りましたが、今後はより配慮した対応を行うことといたします。 また、要望のあったマニュアルについては、作成を検討して参ります。 なお、1haを超える対象民有林を開発する場合、都道府県知事の許可が必要となりますが、森林の適正な管理の観点から、地域の実情を十分理解した地元市町村が一元的に対応し、許可行為や届出の受理を行うことが合理的と思われることから、林地開発許可事務の権限移譲を推奨いたします。</p>
5	<p>林地開発許可に係る事務権限移譲の見直し</p> <p><問題点> 平成21年に権限移譲された業務であるが、平成27年9月に初めて申請があり現在も進行中である。この申請の中で、設計基準(雨水の流量、調整池の容量、擁壁の強度、法面の傾斜角の計算及び樹種の現地調査等)の専門的な知識を必要とし、県西農林事務所林業振興課に随時、問合せながら業務を進めている。このため、事務処理に多大な時間を要し他の業務に支障をきたしている。 また、太陽光発電事業に係る林地開発許可申請の件数も増加傾向にあり、年間に数件の申請があった場合など対処しきれない可能性がある。</p> <p><要望等> 当課において設計業務等の専門的知識をもつ職員が居ないため、この業務を進めることは困難である。 申請が、市から県に戻り専門員が審査することにより、事業者が申請に慎重になることで森林の乱開発防止にも繋がることから、権限を県に戻すことが望ましいと考える。 今後は、県林政課との協議を検討していく。</p>	<p>総務部市町村課 連絡先:029-301-4031 農林水産部林政課 連絡先:029-301-2478</p> <p>地域森林計画対象民有林において立木を伐採する場合、森林の所在する市町村長へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出すること、また、1ha以下の開発を行う場合も届出書の提出による手続きが必要となることが、森林法により定められております。 1haを超える対象民有林を開発する場合、都道府県知事の許可が必要となりますが、森林の適正な管理の観点から、地域の実情を十分理解した地元市町村が一元的に対応し、許可行為や届出の受理を行うことが合理的と思われることから、移譲対象事務としてきたところとす。 県においては、権限移譲方針に基づき、市町村の希望に応じて、権限移譲を行っているところであり、市町村に権限を移譲した事務について再び県が処理することとするは、慎重に対応すべきものと考えております。 なお、事務処理に当たっては、専門的な知識を必要とする場合もありますが、技術的な支援等については、引き続き農林事務所及び林政課が適宜助言して参ります。</p>

【土木部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
6	<p>認可承認申請書の作成に係る経由事務の見直し</p> <p><問題点> 補助金を申請する時の補助金交付申請書作成の経由や、請負工事等に関する設計審査願書、工事成績検査立会等の土木事務所への提出が省略、軽減されている。 しかしながら、認可承認申請書の作成では土木事務所を経由しなければならない。</p> <p><要望等> 認可承認申請書の作成においても、前記の書類作成と同様に土木事務所への提出を省略、もしくは軽減してもらいたい。</p>	<p>土木部道路建設課 連絡先:029-301-4426</p> <p>県では、工事間の調整等が必要であることから、茨城県行政組織規則において、市町村の国庫補助事業に係る指導が土木事務所の分掌事務とされており、必要最低限の書類の経由にご協力をいただいているところです。</p> <p>一方で、認可承認後の補助金交付申請書等については、認可承認申請書により補助金交付申請書等の内容確認が可能のため、当該申請書等については土木事務所へ経由しないとしております。</p> <p>今回ご提案のあった認可承認申請書については、上記規則に照らして予め土木事務所において内容を確認する必要があります。</p> <p>今後も、市町村の意見を伺いながら、市町村事務の軽減化に向け検討をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
7	<p>合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の見直し</p> <p><問題点> 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書を土木事務所を経由し、提出しなければならない。</p> <p><要望等> 補助金の交付申請書の作成においても、他の交付申請書作成と同様に土木事務所への提出を省略、もしくは軽減してもらいたい。</p>	<p>土木部道路建設課 連絡先:029-301-4426</p> <p>県では、工事間の調整等が必要であることから、茨城県行政組織規則において、市町村の国庫補助事業に係る指導が土木事務所の分掌事務とされており、必要最低限の書類の経由にご協力をいただいているところです。</p> <p>今回ご提案のあった合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の補助申請書については、国庫補助事業に関連する事業で、上記規則に照らして予め土木事務所において当該申請書の内容を確認する必要があります。</p> <p>今後も、市町村の意見を伺いながら、市町村事務の軽減化に向け検討をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
8	<p>建築確認等の経由事務の見直し</p> <p><問題点> 建築確認申請は、民間の検査機関ができたことから、県に申請する件数はほとんどなくなっており、少ない件数で県民センターまで持っていくのは負担になる。また、経由時にどうしても予定がつかず、時間がかかってしまった時に申請者及び県にも迷惑をかけてしまうことになる。</p> <p><要望等> 建築確認申請を県に提出する場合、市町村を経由せずに直接、県(県民センター)に申請をするよう見直してほしい。</p>	<p>土木部建築指導課 連絡先:029-301-4727</p> <p>県が行う建築確認等については、県と市町村の委託契約に基づき、申請者の利便性を考慮し、市町村における書類の受理及び県への送付等をお願いしているところです。併せて、適正な確認審査を行うため、都市計画法上の用途地域や道路情報等に関して、市町村で把握している情報をもとに、記載内容の確認等をお願いしているところです。(例えば、民間確認検査機関から現地調査表等の内容について照会があった際においても、各市町村に確認等をお願いしております。)</p> <p>ご要望については、申請者の利便性の確保及び適正な確認審査の実施の観点から、市町村経由については継続させていただきたいと存じますが、経由方法などの事務取扱については、各市町村や県民センターの意見などを参考に事務の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>

【教育庁関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
9	<p>社会教育調査の見直し</p> <p><問題点> 3年に一度行われている標記調査のうち、体育施設調査の民間体育施設分についての調査は、以前は県が直接実施していたが、昨年度は市町村に調査票の配布・回収等が依頼されたため、施設の新設廃止の確認をはじめ事務量が增加したほか、調査票送付・回収用郵送用切手代について県指導により立替を依頼された。 ①民間施設の調査について、以前は県が行っていたものを昨年度より市が行うようになった根拠は何か。 ②郵送切手代について、市町村で立替というのは予算執行上もなじまない。</p> <p><要望等> ①本調査の民間体育施設調査分については、従前のとおり県でお願いしたい。 ②今後とも市町村でということであれば、全調査票郵送時・調査票返送時の郵送料(切手)について調査依頼時に県の方で準備願いたい。(回答について電算・郵送回答を確認して郵送回答のみ切手を再送付というのは、事務処理上大変煩雑である)</p>	<p>教育庁総務課 連絡先:029-301-5148</p> <p>平成23年度に行われた社会教育調査の際は、国への報告期限までタイトなスケジュールだった事情もあり、市町村教育委員会ともご相談させていただいたうえで、県から民間体育施設に対し、調査に関する関係書類を直接送付させていただいたところでした。 本来、社会教育調査は「社会教育調査要綱」において民間体育施設の調査票の配布及び収集は市町村教育委員会がまず行い、それを都道府県教育委員会が取りまとめたうえで、文部科学省に回答することとなっております。 そのため、平成23年度以外は、平成27年度も含めまして、要綱に沿って各市町村教育委員会を通して調査票の配布・回収という流れで作業を行っており、次回調査以降も同様に取扱いをまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。 郵送料につきましては、切手をご提供し、残余が発生した際は返還していただくという対応をしたいと考えておりますので、貴市内の調査対象施設数の把握について御協力のほどよろしく申し上げます。</p>
10	<p>メール配信による調査・照会・回答の見直し</p> <p><問題点> 今年度後半から、メール(インターネット)を利用できるPCが各課(係1台程度)で限られることになるため、同時に職員が使用できない。</p> <p><要望等> ・調査物を精選し、最小限にさせていただきたい。 ・調査票等の送付・送信方法の吟味を充分にさせていただきたい。</p>	<p>教育庁総務課 連絡先:029-301-5114 教育庁生涯学習課 連絡先:029-301-5313</p> <p>国、県等からの市町村に対する調査物については、内容、必要性を吟味のうえで、必要最小限としてまいります。 送付・送信方法につきましては、国等から電子媒体で提出を求められる調査がありますことや、市町村における事務の簡略化と経費削減を図る観点から電子媒体による送付を要望する市町村もありますことから、引き続き電子メール等で送付させていただくをご理解ください。</p>
11	<p>市立小中学校在籍児童生徒への啓発物品等配布に係る事務の見直し</p> <p><問題点> 県教育庁をはじめ県関係機関から、市立小中学校に在籍する児童生徒に配布する啓発物品、催事案内等が市教育委員会宛に送付される。その際、学校ごとに仕分けされることなく、全児童生徒数や学年別在籍数などにより一括で届く場合がある。 市教育委員会では、啓発物品等を学校ごとに仕分けし、配送しているが、学校数・児童生徒数が多いため、その作業が人的・時間的な負担となっている。</p> <p><要望等> 全児童生徒等を対象とする多量の啓発物品等を市教育委員会宛に送付する際は、学校ごとに仕分けをした上で送付していただきたい。また、冊子等で重量がある物については、直接各学校へ送付されるよう改善願いたい。</p>	<p>教育庁総務課 連絡先:029-301-5114 教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>教育委員会から送付する催事等の案内や啓発物品等については、可能な限り学校ごとに仕分けのうえ送付するよう努めております。今後も仕分け等を適切に行うことで、市町村の負担軽減に努めてまいります。 なお、冊子等の各学校への送付につきましては、納品検査等の都合により全校への個別送付が困難な物品等は、市町村へお送りさせていただく場合がありますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いたします。</p>

12	<p>紙媒体での報告依頼全般の見直し</p> <p><問題点> データで作成依頼されているもので、紙媒体でも報告が必要な調査について、県南教育事務所に直接持参又は郵送しなければならず、特に年度末や年度当初は負担が大きい。 ※出張時や指導室と連携するなどして提出を調整しているが、利根町から県南教育事務所まで片道1時間程度かかり、職員数も少なくその他の業務の負担になっている。 ・非常勤講師勤務状況報告(様式11, 13) ・児童手当所要額調べ ・昇給昇格該当者報告(7月・10月・1月)など</p> <p><要望等> データで提出する調査に関してはデータに一本化し、紙媒体での報告の削減を図っていただきたい。</p>	<p>教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>市町村への調査依頼については、回答にあたっての負担軽減に努めているところですが、例えば国の調査要領等で紙提出の指定があるもので、かつ、その量が学校単位で膨大な資料になるもの等については、紙での提出に御協力をいただいているところです。 今後とも、本県で対応可能な部分については負担軽減等に努めるとともに、機会を捉えて国に事務改善等を求めています。</p>
13	<p>私立幼稚園就園奨励費補助金の申請の見直し</p> <p><問題点> FAXやメールで提出準備をするよう連絡は事前にあるが、正式に通知がきてからの提出期限が数日間しかなく、郵送必着でもあるので、合議の決裁状況によっては期限に間に合わない。</p> <p><要望等> 例年の事なので、国と連絡調整してもらい余裕を持った提出期限を設定していただきたい。</p>	<p>教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>幼稚園就園奨励費の事務処理については、例年文部科学省から県に対する依頼等が遅れている状況にあり、市町村に対しても短期間での事務処理をお願いせざるを得ない状況が続いております。 国に対しては、スケジュールの余裕を確保するよう、継続して要請を行っているところです。 県といたしましても、来年度からは国からの正式な依頼に先立ち、前年度までの申請スケジュールを勘案した上で今年度の申請スケジュール等を想定し、予め市町村に申請の準備をお願いする等、事前連絡の活用等を通じて、市町村に負担にならぬよう余裕をもったスケジュールの確保に努めています。</p>
14	<p>教科書無償給与(次年度需要数)報告の見直し</p> <p><問題点> システム出力データ(csvデータ)は市町村が準備したCD-Rに入れて審査時に提出しているが、提出後に返却されないため、年に4枚ずつ消費している。 ※以前の媒体であったFD(フロッピーディスク)は審査後に返却され、繰り返し使用できた。</p> <p><要望等> 事務所での審査終了後、可能であればCD-Rを返却していただきたい。又は媒体が不要な提出(審査)方法を検討していただきたい。(各学校からは電子メールでcsvデータを収集している)</p>	<p>教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>教科書需要数データについては、データ管理の都合上、CD-Rでの提出に御協力をいただいているところでしたが、来年度からはCD-Rによるデータの提出ではなく、メール添付によるデータの提出をお願いする等、見直しを検討してまいります。</p>

15	<p>教育情報ネットワークの個別パスワードの見直し</p> <p><問題点> 教育情報ネットワークのメール添付を開く場合、2通目のパスワード通知をコピーして一通目のメールの添付資料を開くため事務処理に負担がかかる。 担当者によってパスワードの有無もばらつきがあり、特にzipの中の個別ファイルを開くたびにパスワードを入れる添付文書の場合は事務処理に時間かかってしまう。</p> <p><要望等> 案内など軽微な文書に関して、パスワードの必要性を検討していただきたい。(削減していただきたい)その場合、そのまま学校側へ転送しても見られる設定にしていきたい。 添付文書を開く際のパスワードの入力は1回で済むように文書を添付していただきたい。</p>	<p>教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>教育情報ネットワークにおけるメール作成時に、パスワードの設定を選択できることから、今後、送信データの内容に応じた、適切なパスワードの設定を行ってまいります。</p>
16	<p>表彰の推薦依頼の見直し</p> <p><問題点> 下記の推薦依頼には、推薦する場合の要領と提出先(県南教育事務所)しか記載がなく、推薦がない場合に報告が必要か分かりづらい。 ・動物愛護実践校表彰候補の推薦(担当課 保健福祉部生活衛生課環境動物愛護グループ) ・全日本学校歯科保健優良校表彰(担当課 教育庁保健体育課学校保健安全担当)</p> <p><要望等> その他の表彰推薦同様、「該当がない場合は推薦報告必要なし」等、依頼文に明記していただきたい。</p>	<p>保健福祉部生活衛生課 連絡先:029-301-3418 教育庁保健体育課 連絡先:029-301-5349</p> <p>当該表彰に係る推薦依頼について、該当がない場合は、「報告不要である」もしくは「該当なしと報告する」旨を、依頼文に記載するようにいたします。</p>